主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人堀部進作成名義の控訴趣意書の記載のとおりであるか ら、ここにこれを引用する。

控訴趣意の要旨は、

被告人は、原判示のとおり、a町立中学校増築委員会の委員長であつた。 しかしながら、右の増築委員会は、地方自治法第一一〇条所定の特別委員会すなわ ちa町議会委員会条例第四条所定の特別委員会にあたらず、右増築委員会の委員長 は、刑法上の公務員でなく、その委員長の職務は、公務に属しない。故に仮に被告 人が原判示のように土木建築請負業者A株式会社の取締役Bより増築委員会委員長 の職務に関し現金および小切手を各収受したとしても、その各所為は、いずれも刑 法第一九七条第一項前段の収賄罪を構成しない。

次に右の条項にいわゆる「公務員の職務に関し」という文言に「公務員の 職務と密接な関係のある行為に関し」という趣旨をも包含させて、同条項の拡張解釈をすることは、罪刑法定主義を採用する憲法に違反する。

なお、本件の現金の授受は、消費貸借契約にもとづくものであり、小切手 の受領は、A株式会社が融資を受け得るように被告人が同会社のために銀行に交渉 をしたことの報酬として受け取つたのである。この点からみても、いずれも収賄罪 とならない。

というにあり、結局において、原判決に判決に影響を取ぼすことの明らかな法令

適用の誤ないし事実の誤認があると主張するものである。 所論にかんがみ、記録を精査し原審の取り調べたすべての証拠を検討し、原判決 引用のa町長C作成のa町議会委員会条例写、原審公判調書中の証人Cの供述記載、Dの司法警察員および検察官に対する各供述調書ならびに被告人の検察官に対 する各供述調書を総合して考察すると、

愛知県海部郡a町のa町議会委員会条例は、その第一条ないし第三条にお 同町議会に総務常任委員会、文教常任委員会、土木常任委員会および厚生産 業経済常任委員会の四個の常任委員会を置き、その各委員の任期を二年とし、文教常任委員会は、教育に関する事務の調査およびその議案、請願、陳情等の審査を掌 り、土木常任委員会は、土木治水に関する事務の調査およびその議案、請願、陳情 等の審査を掌る旨を規定し、第四条において、特定の事件を審査するため必要があ る場合において、議会の議決で特別委員会を置く旨を規定し、第五条において、常 任委員および特別委員は、議長が会議に諮つて指名する旨を規定している。

被告人は、昭和三一年三月以来引き続きa町議会議員に就任しており、特 に昭和三五年三月以降は同議会議員として前記土木常任委員会委員をして来たものである。そして同町においては、昭和三五年一二月から審議の結果、昭和三六年二月上旬同議会の議決を経て同町立中学校の第三期工事として同校々舎の増築をする ことに確定し、したがつて同町長においてその増築工事を施行することとなつた。 しかるところ、昭和三六年二月一〇日後記のような従来の慣例に従い、右増築工事 の施行につき、同町長の提案嘱託にもとづき、町長の諮問機関として、同町議会議 員の全員と同町教育委員会委員の全員とをもつて組織しかつ後記の職務に従事する ことを目的とする中学校増築委員会を組織することとなり、同日町議会議員の全員 協議会において、右の増築委員会の組織を可決し、町教育委員会委員の全員もまた これに同意し、ここに右の中学校増築委員会が成立し、同日ただちにその増築委員 会が開催され、その各委員の互選により、被告人が同委員会の委員長に選任され た。そして同委員会は、町長の諮問に応じて、右の増築工事に関し、設計図、工事 請負の競争入札に参加すべき土木建築請負業者の指名、入札価格(予定価格および 制限価格)入札の立会、工事の監督検査等について審議をして同委員会としての意 見を取りまとめ、これを町長に答申する職務を執行することとなつた。そして以後

同委員会は、しばしば会議を開催して、右の職務を執行して来た。 一、 そして同年四月一二日に開催された右の増築委員会は、町長の諮問に応じ 町長が諸種の資料を提出したうえ候補者として提案した約三〇名の土木建築請 負業者について種々審議選考をなし、その結果、そのうちから、A株式会社、E産 業所等合計八名の業者を右の入札に参加すべき土木建築請負業者に指名することに 決定して、町長にその旨を答申し、町長は、その答申どおり実行することに決定し て、右八名の業者にその旨を通知した。次で右の入札は、同月二四日町長の管理の もとに、被告人が入札会議長となり、増実委員会委員が立ち会い、右の指名された A株式会社、E産業所等合計八名の業者によつて行なわれ、結局においてE産業所が落札した。その後同年五月四日に至つて、a町契約条例の定めるところに従い、町議会において、E産業所との右増築工業請負契約の締結を可決した。

一、 右中学校については、昭和三一年から第一期工事をし、昭和三三年から第二期工事をして、それぞれこれを完成したが、その都度、右町長の諮問機関として議会議員の全員と教育委員会委員の全員とをもつて組織する前記と同様の建築委員会を設置し、町長は、同委員会の意見を聴取して、右の各工事を施行した。同町においては、その他の重要な諸工事の施行についても、町議会議員等をもつて組織する右と類似の町長の諮問機関を設けることを慣例としていた。そして叙上の慣例に従つて、本件の中学校第三期工事についても、前記の中学校増築委員会を設置したのであつた。

一、 町長が、その事務に属する工事の施行にあたり、叙上のような町議会議員等をもつて組織する諮問機関を設置し、その意見を聴取して工事を施行するその方法を採用して来たのは、工事に関する行政事務執行の民主的運営を計り、それども、後に至つて工事に関し町議会その他の関係諸機関および町民等より非難攻撃を受けることのないようにすることをも目的としたものである。特に町議会が、地方自治法第九六条第九八条ないし第一〇〇条第一〇九条等にもとづき、町長の事務、計算報告認定、検閲、検査、監査請求、説明請求、意見陳述、調査等の情限を有するところから、あらかじめ町議会議員に発言の機会を与え、るの意見を聴取しておくことが町長の議会対策として適切妥当であつたからである。

できる。 こという事実を肯議員は、いうまでである。しかし、第 こというまでである。しかは、第 ことができる。 ことが第三期工事について設置されたが増築では、 のとのである。 この存在が刑法上の公務員にありであいても、 に前記のような慣例〈要旨〉の存在する本件においては、 である。 に前記のような関係を有するである本件においてはないのには、 である。 このをおりである。 このをおりである。 このをおりである。 このをおりである。 このをおりである。 このをおりである。 このとのであるが出れている。 このとのであるが出れている。 このとのであるが出れている。 このとのであるであるがに関し」といる。 このとのとおり解釈しても、 決して憲法に違反しないと確信する。

したがつて被告人が、A株式会社取締役Bより、いずれも後記説示の趣旨にて、前記の昭和三六年四月一二日(入札参加業者指名決定の日)の以前なる同年三月二七日頃現金一万円を収受し、同年四月一二日の以後にして同年四月二四日(入札の日)の以前なる同年四月二〇日頃五万円の小切手一通を収受した以上、被告人は、結局において、公務員たるa町議会議員の職務に関し賄賂を各収受したものである。

おいて公務員たる同町議会議員の職務に関して、原判示第二および第三のとおり各収賄をした、という趣旨であることが明らかである。なお、原判決は、本件中学校増築委員会が従来の慣例に従つて設置されたという趣旨を判示していないけれども、原判決引用の証拠によつて、その事実を肯認し得ること、前記説示のとおりであるから、原判決は、右趣旨の見解であるとみるべきである(本件増築委員会は、前記のように、a町における従来の慣例に従つて設置されたことが明白である。しかし、仮に同町に従来そのような慣例がなく中学校第三期工事についてはじめいし、仮に同町に従来そのような慣例がなく中学校第三期工事についてはじめており、彼告人の町議会議員としての職務と密接な関係を有する行為では、前記のとおり、被告人の町議会議員としての職務と密接な関係を有する行為であつたと解してよいであろう。

けだし、はじめてそのような委員会が設けられた場合とその第一回目の慣例に従って第二回目に同様の委員会が設けられた場合とによつて特段の差異を認めるべき

根拠に乏しいように思われるからである)。

次に原判決がその第二および第三の各事実の認定資料に供した各証拠を総合すると、被告人に関する原判示第二および第三の各事実を認定するに十分である。その各事実を要約すると、被告人は、A株式会社取締役Bから、昭和三六年三月二七日頃同会社が前記中学校増築工事請負競争入札に参加すべき業者に指名されるように有利かつ便宜の取り計らいをなされたい旨を依頼されかつその行為の報酬とする趣旨のもとに現金一万円を収受し、更に同年四月二〇日頃右会社が競争入札に参加すべき業者に指名されたことの報酬とすると共に、競争入札にあたり事前に入札価格等を右会社係員に秘かに通知する等の有利かつ便宜の取り計らいをなされたい旨を依頼されかつその行為の報酬とする趣旨のもとに五万円の小切手一通を収受したのである。

以上のとおりであるから、被告人が前記のように現金および小切手を収受した各所為は、いずれも刑法第一九七条第一項前段の収賄罪に該当することが明らかである。

、 原判決に判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤ないし事実の誤認はな く、控訴趣意は、すべて理由がない。

右のとおりであつて、本件控訴は、理由がないので、刑訴法第三九六条により、 これを棄却すべく、主文のとおり判決をする。

(裁判長裁判官 影山正雄 裁判官 吉田彰 裁判官 村上悦雄)